**一般社団法人　全麺協**

**直轄事業支援員編成及び運用要項**

(目的)

第１条　この要項は、一般社団法人 全麺協本部(以下「全麺協」という)が、直接主催者となって行う「そば教室」、「そば会」「そば講演会」および「そば店出店」等を行う直轄事業(以下「直轄事業」という)の円滑な運用を図るため、その事業に対して自主的に参加して協力支援することを希望する者を募り、あらかじめ全麺協において直轄事業支援員(以下「支援員」という)として指定することとし、その指定並びに編成および運用に関して定めることを目的とする。

(直轄事業支援員の指定)

第２条 全麺協理事長は、全麺協素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)により段位に認定され、かつ、全麺協正会員団体に所属し全麺協に個人納入基準額を納入している者および正会員団体に所属していないが特別個人会員として全麺協に当該会費を納入している者または、直轄事業の業務遂行に自主的に協力支援することを希望する者の中から適任と認める者を支援員として指定する。

　(2) 支援員を務めることを希望する者は「直轄事業支援員申込書」(様式1)を、全麺協本部事務局(以下「本部」という)に提出する。

　(3) 前項により申込書を受理した本部は活動状況、住居、職業、年齢等を総合的に勘案して、支援員として適任であると認められる者を、全麺協理事長に推薦するものとする。

　(4) 全麺協理事長は直轄事業務支援員として指定した者に対して、「全麺協直轄事業支援員指定書」(様式2)を交付するものとし、その任期は３年とする。

(直轄事業支援員の運用)

第３条　本部は、前条により支援員として指定された者に対して、直轄事業ごとにその事業支援の可否を当該者本人に確認するものとする。

　(2) 本部は、前項により参加できると回答した支援員の内、事業内容、実施場所、実施日時、支援員の住所等を総合的に勘案して参加を要請するものとする。

(直轄事業支援員の任務)

第４条　支援員は、本部が定めた当該事業実施計画に基づき、次の各号に掲げる作業等について遂行および支援するものとする。

　1. 直轄事業で提供するそば打ちなどの調理作業

2. 直轄事業の会場設営および運営、道具の搬入などの準備・撤収作業

　3. 直轄事業におけるそばに関する知識およびそば打ち技術の指導

　4. その他直轄事業実施にあたって必要とされる業務

(直轄事業支援員の運用経費)

第５条　前２条により直轄事業に参加した支援員に支払う経費は、原則として無償とする。但し、事業内容、規模等によって収益があった場合には、交通費、宿泊費、日当等を支給することができるものとする。

(傷害保険の加入および支払い)

第６条　事業部長は直轄事業の実施に際し、必要に応じて支援員を対象とした傷害保険に入るものとする。

　(2) 直轄事業の実施にあたって、事故などの発生で傷害保険によって保険金の支払いがあった場合は、傷害を被った支援員に該当する金額を支払うこととする。

(単位取得制度の運用)

第７条　直轄事業に参加した場合は、ZEN麺ライセンス規約に定める単位取得点は加点を加味する措置をとることができるものとする。

　加点措置は事業内容、事業規模、作業の難易性を見て本部が定めるものとする。

(所属団体・支部への通知)

第８条　本部は、支援員の指定手続、直轄事業への参加要請等に関して当該支部長および支援員の所属する全麺協正会員団体の代表者と連携を密にとるものとする。

(直轄事業支援員名簿の作成)

第９条　全麺協事務局は、第２条により支援員を指定したときは、その名簿を作成し保管するものとする。

(条項の追加)

第１０条　直轄事業の実施にあたり、本要綱に追加条項が必要になった場合は、理事長の決定を得て追加することができるものとする。

　ただし、条項を追加した場合はすみやかに理事会に報告するとともに、全麺協ホームページに掲載して周知を図るものとする。

付則

1この要項は、平成27年3月10日から施行する。

1この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

1この要綱は、平成30年4月1日から施行する。